議案第168号 川崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例 の制定について

川崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市学校給食センター条例	○川崎市学校給食センター条例
平成29年3月22日条例第22号	平成29年3月22日条例第22号
川崎市学校給食センター条例	川崎市学校給食センター条例
(第1条 略)	(第1条 略)
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 位置	名称 位置
川崎市南部学校給食センター 川崎市幸区南幸町3丁目149番地2	川崎市南部学校給食センター 川崎市幸区南幸町3丁目149番地2
川崎市中部学校給食センター 川崎市中原区上平間1,700番地373	川崎市中部学校給食センター 川崎市中原区上平間1,700番地8
川崎市北部学校給食センター川崎市麻生区栗木2丁目8番5号	川崎市北部学校給食センター 川崎市麻生区栗木2丁目8番5号
(以下 略)	(以下 略)

議案第175号

(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の 契約の変更について

(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業 事業契約書第71条第4項及び別紙4-1の規定に基づき契約金額の改定を行う必要があることから、平成27年第3回市議会定例会において議決(平成29年10月6日変更議決)された契約金額を変更するものである。

【事業契約書第71条第4項】

サービス購入料の額は、別紙4-1「サービス購入料の基本的な考え方」に定める方法に従って、決定及び改定(金利変動及び物価変動に伴うサービス購入料の改定等)されるものとする。

1 サービス購入料の仕組み

本事業における業務ごとのサービス購入料の構成は次のとおりである。

(サービス購入料の構成)

業務	サービス購入料	支払時期	状況
給食センターの 設計・建設業務	サービス購入料A (一括払い)	給食センターの引渡し後に支払う	支払完了
	サービス購入料B (割賦払い)	給食センターの引渡し後から事業 期間終了までの間にわたり四半期 ごとに支払う	改定なし
開業準備業務	サービス購入料C (一括払い)	開業準備完了後に支払う	支払完了
給食センターの 維持管理・運営	サービス購入料D (固定料金)	維持管理・運営期間中に四半期ご とに支払う	改定有
業務	サービス購入料E (変動料金)	維持管理・運営期間中に四半期ご とに支払う	改定有

2 サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定について

サービス購入料D(固定料金分)及びE(変動料金分)については、「契約締結年度(平成 27 年度)」と「支払い対象となる平成 31 年度の維持管理・運営の前々年度 4 月が属する年(平成 29 年度)の対象となる価格指数の年度平均指数」を比較し、1.5%以上の変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしている。

今回、改定の対象となる費用は、固定料金分の内「**運営費相当額(電気代相当分)」、「運営費相当額(ガス代相当分)**」及び変動料金分の内「**電気代相当分の単価」、「ガス代相当分の単価」**であり、改定率は以下のとおりである。

(改定率)

項	北京社会典田	平成27年度	平成29年度	改定率
目	改定対象費用	価格指数(Io)	価格指数(In)	(In/Io)-1
	維持管理費相当分	99. 0	99. 0	0%
固定料	運営費相当額(光熱水費相当分を 除く)	102.8	103. 9	1. 07%
金分	運営費相当額(電気代相当分)	96. 8	92. 8	-4. 14%
	運営費相当額(ガス代相当分)	96. 3	87. 1	-9. 56%
	運営費相当額(上下水道料相当分)	100.0	100. 7	0.70%
変	光熱水費相当分以外の単価	102.8	103. 9	1. 07%
動	電気代相当分の単価	96.8	92. 8	-4. 14%
料金	ガス代相当分の単価	96. 3	87. 1	-9. 56%
分	上下水道料金相当分の単価	100.0	100. 7	0.70%

3 改定後の各サービス購入料及び契約金額

	改定前	改定後	改定額
サービス購入料A	1,011,813,889 円	1,011,813,889 円	0円
サービス購入料B	3,965,637,449 円	3,965,637,449 円	0円
サービス購入料 Bの元本部分	3,721,047,080 円	3,721,047,080 円	0円
割賦金利※	244,590,369 円	244,590,369 円	0 円
サービス購入料C	56,746,293 円	56,746,293 円	0 円
サービス購入料D	8,843,041,915 円	8,836,420,489 円	riangle6,621,426 円
サービス購入料E	269,199,327 円	268,928,177 円	$\triangle 271,150$ 円
税抜合計	14,146,438,873 円	14,139,546,297 円	riangle6,892,576 円
消費税及び 地方消費税相当額	1,112,147,880 円	1,111,596,473 円	△551,407 円
税込合計	15,258,586,753 円	15,251,142,770 円	△7,443,983 円

[※]割賦金利は非課税

議案第176号

(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の 契約の変更について

(仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

(仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業 事業契約書第71条第4項及び別紙4-1の規定に基づき契約金額の改定を行う必要があることから、平成27年第4回市議会定例会において議決(平成29年12月14日変更議決)された契約金額を変更するものである。

【事業契約書第71条第4項】

サービス購入料の額は、別紙4-1「サービス購入料の基本的な考え方」に定める方法に従って、決定及び改定(金利変動及び物価変動に伴うサービス購入料の改定等)されるものとする。

1 サービス購入料の仕組み

本事業における業務ごとのサービス購入料の構成は次のとおりである。

(サービス購入料の構成)

業務	サービス購入料	支払時期	状況
給食センターの	サービス購入料A (一括払い)	給食センターの引渡し後に支払う	支払完了
設計・建設業務	サービス購入料B (割賦払い)	給食センターの引渡し後から事業 期間終了までの間にわたり四半期 ごとに支払う	改定なし
開業準備業務	サービス購入料C (一括払い)	開業準備完了後に支払う	支払完了
給食センターの 維持管理・運営	サービス購入料D (固定料金)	維持管理・運営期間中に四半期ご とに支払う	改定有
業務	サービス購入料E (変動料金)	維持管理・運営期間中に四半期ご とに支払う	改定有

2 サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定について

サービス購入料D(固定料金分)及びE(変動料金分)については、「契約締結年度(平成 27 年度)」と「支払い対象となる平成 31 年度の維持管理・運営の前々年度 4 月が属する年(平成 29 年度)の対象となる価格指数の年度平均指数」を比較し、1.5%以上の変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしている。

今回、改定の対象となる費用は、固定料金分の内「運営費相当額(電気代相当分)」、「運 営費相当額(ガス代相当分)」及び変動料金分の内「電気代相当分の単価」、「ガス代相当分 の単価」であり、改定率は以下のとおりである。

(改定率)

項	ルタ 牡色弗田	平成27年度	平成29年度	改定率
目	改定対象費用	価格指数(Io)	価格指数(In)	(In/Io)- 1
	維持管理費相当分	99. 0	99. 0	0%
固定料	運営費相当額(光熱水費相当分を 除く)	102.8	103. 9	1.07%
金分	運営費相当額(電気代相当分)	96. 8	92. 8	-4. 14%
	運営費相当額(ガス代相当分)	96. 3	87. 1	-9. 56%
	運営費相当額(上下水道料相当分)	100.0	100. 7	0.70%
変	光熱水費相当分以外の単価	102.8	103. 9	1.07%
動料金	電気代相当分の単価	96.8	92.8	-4. 14%
	ガス代相当分の単価	96. 3	87. 1	-9.56%
分	上下水道料金相当分の単価	100.0	100. 7	0.70%

3 改定後の各サービス購入料及び契約金額

	改定前	改定後	改定額
サービス購入料A	741,118,519 円	741,118,519 円	0円
サービス購入料B	2,601,399,425 円	2,601,399,425 円	0円
サービス購入料 Bの元本部分	2,513,493,097 円	2,513,493,097 円	0円
割賦金利※	87,906,328 円	87,906,328 円	0円
サービス購入料C	78,208,000 円	78,208,000 円	0円
サービス購入料D	6,504,591,675 円	6,501,680,821 円	△2,910,854 円
サービス購入料E	342,199,817 円	341,514,836 円	△684,981 円
税抜合計	10,267,517,436 円	10,263,921,601 円	△3,595,835 円
消費税及び 地方消費税相当額	814,368,888 円	814,081,219 円	△287,669 円
税込合計	11,081,886,324 円	11,078,002,820 円	△3,883,504 円

[※]割賦金利は非課税

議案第177号

(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の 契約の変更について

(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業 事業契約書第71条第4項及び別紙4-1の規定に基づき契約金額の改定を行う必要があることから、平成27年第4回市議会定例会において議決(平成29年12月14日変更議決)された契約金額を変更するものである。

【事業契約書第71条第4項】

サービス購入料の額は、別紙4-1「サービス購入料の基本的な考え方」に定める方法に従って、決定及び改定(金利変動及び物価変動に伴うサービス購入料の改定等)されるものとする。

1 サービス購入料の仕組み

本事業における業務ごとのサービス購入料の構成は次のとおりである。

(サービス購入料の構成)

業務	サービス購入料	支払時期	状況
公会センターの	サービス購入料A (一括払い)	給食センターの引渡し後に支払う	支払完了
給食センターの 設計・建設業務	サービス購入料B (割賦払い)	給食センターの引渡し後から事業 期間終了までの間にわたり四半期 ごとに支払う	改定なし
開業準備業務	サービス購入料C (一括払い)	開業準備完了後に支払う	支払完了
給食センターの 維持管理・運営	サービス購入料D (固定料金)	維持管理・運営期間中に四半期ご とに支払う	改定有
業務	サービス購入料E (変動料金)	維持管理・運営期間中に四半期ご とに支払う	改定有

2 サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定について

サービス購入料D(固定料金分)及びE(変動料金分)については、「契約締結年度(平成 27 年度)」と「支払い対象となる平成 31 年度の維持管理・運営の前々年度 4 月が属する年(平成 29 年度)の対象となる価格指数の年度平均指数」を比較し、1.5%を超える変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしている。

今回、改定の対象となる費用は、固定料金分の内「**運営費相当額(電気代相当分)」、「運営費相当額(ガス代相当分)**」及び変動料金分の内「**電気代相当分の単価」、「ガス代相当分の単価」**であり、改定率は以下のとおりである。

(改定率)

項目	改定対象費用	平成27年度 価格指数(Io)	平成29年度 価格指数(In)	改定率 (In/Io)- 1
	 維持管理費相当分	99. 0	99. 0	0%
固定料	運営費相当額(光熱水費相当分を 除く)	102.8	103.9	1. 07%
金分	運営費相当額(電気代相当分)	96. 8	92. 8	-4. 14%
	運営費相当額(ガス代相当分)	96. 3	87. 1	-9. 56%
	運営費相当額(上下水道料相当分)	100. 0	100. 7	0.70%
変	光熱水費相当分以外の単価	102. 8	103. 9	1.07%
動	電気代相当分の単価	96. 8	92. 8	-4. 14%
料金	ガス代相当分の単価	96. 3	87. 1	-9. 56%
分	上下水道料金相当分の単価	100. 0	100. 7	0.70%

3 改定後の各サービス購入料及び契約金額

	改定前	改定後	改定額
サービス購入料A	503,865,741 円	503,865,741 円	0 円
サービス購入料B	2,270,395,336 円	2,270,395,336 円	0 円
サービス購入料 Bの元本部分	2,097,204,348 円	2,097,204,348 円	0円
割賦金利※	173,190,988 円	173,190,988 円	0 円
サービス購入料C	43,465,875 円	43,465,875 円	0円
サービス購入料D	4,388,237,508 円	4,386,717,024 円	△1,520,484 円
サービス購入料E	208,551,540 円	208,473,000 円	△78,540 円
税抜合計	7,414,516,000 円	7,412,916,976 円	△1,599,024 円
消費税及び 地方消費税相当額	579,306,000 円	579,178,077 円	△127,923 円
税込合計	7,993,822,000 円	7,992,095,053 円	△1,726,947 円

[※]割賦金利は非課税